

要求水準書(案)に関する意見への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	意見内容	回答
1	○			8	第1	4	6)					光熱水費の負担	表1-2にある通り、自主事業(教室・物品販売等)に係る光熱水費(電気以外)は事業者負担になっていますが、算出が困難なため、サービス対価に含めることが妥当と考えますが、いかがでしょうか。	原案どおりとします。
2	○			19	第2	1	(1)	ケ				業務の対象範囲	貴市の要請に応じて市民や議会等に向けて作成する説明資料について、外部委託が必要となる模型やパース等は、費用が発生するため設計期間中に変更都度作成をするわけにはいきません。どの程度の要請に応じる必要があるのか基準を設けていただきたい。	パースについては、要求水準書(案)P55に定めるとおりです。模型については、新ごみ処理施設整備事業にて作成するため、本事業の対象外とします。要求水準書を修正します。
3	○			24	第2	3	(3)	キ	(ア)			周辺インフラとの接続	電話について、現況及び計画を確認する関係機関の連絡窓口情報を公表してほしい。	事業者にて調整をお願いします。
4	○			24	第2	3	(3)	ク	(ア)			周辺インフラとの接続	通信について、現況及び計画を確認する関係機関の連絡窓口情報を公表してほしい。	事業者にて調整をお願いします。
5	○			31	第2	4	(2)	イ	(ケ)	a		警備・防災設備	監視モニター(長時間録画機能付)について、録画時間・画質・録画方法等詳細の基準を設けていただきたい。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.65をご参照ください。
6	○			32	第2	(4)	(2)	エ	(ウ)			衛生設備等	トイレは、入口から男女が分からないようにするとありますが、これは利便性の低下を招くと感じました。この要求水準が意図する内容をもう少し詳しく説明してください。	性的少数者等へ配慮するため、トイレ入口の工夫を求めるものです。要求水準書を修正します。
7	○			42	第2	4	(3)	ク				環境啓発機能	新ごみ処理施設整備事業者と連携協力することは前提として、提案時点においてコンソーシアム内に加わることや特定のグループに加担することは競争の公平性を阻害することから、「入札参加者の制限」の項目として加えて頂きたい。	環境学習については、要求水準書(案)P96について、「ク.環境学習として、新ごみ処理施設で実施が予定される環境学習やイベント等に協力すること。」と修正します。なお、環境学習に限らず、新たなごみ処理施設整備事業の事業者は、本事業が円滑に履行されるよう、協力を行います。
8	○			50	第2	5	(3)	カ	(力)			調整池機能	表面は芝生で仕上げることを想定するが、貯水量の面などでやむを得ない場合には他の仕上げも可とする。とありますが、人工芝や他の仕上げ提案も可として頂きたい。低地となる為水が溜まりやすく、天然芝は管理が難しいと思います。	可能です。
9	○			53	第2	5	(3)	シ	(オ)			駐輪場	仕上げはコンクリートで舗装とありますが、アスファルト舗装等でも良いのではないのでしょうか。(事業者提案による)	アスファルト舗装は認めます。
10	○			65	第4	3	1)	エ				総合案内・広報業務	内容によっては費用が増大し、事業上の負担も無視できないと考えます。パンフレット、リーフレット、模型等の作成に関しては、効果を考慮しながら、協議によって決めていきたいと思います。	パンフレット、リーフレットについては、原案どおりとします。事業者の運営に応じて、必要部数を調達ください。模型については、新ごみ処理施設整備事業にて作成するため、本事業の対象外とします。
11	○			88	第6	2	7)	イ	(エ)			総括責任者の変更	「総括責任者を変更する場合は、原則として2ヶ月前までに事業者から本市に申請し」とありますが、2ヶ月前までに変更が決まるのが難しいため、期限を削除頂きたいです。	担当者が確定していない場合でも、原則として2ヶ月前までに事業者から本市に変更する旨を申請ください。
12	○			94	第6	4						公園運営業務	公園内の必須設置物や運営、植栽、芝生等の維持管理水準を見ると、かなり要求度が高いと感じます。年間どの程度の維持管理、運営費を想定しているか対話の際等にご教示ください。	内訳を開示することはできません。
13	○			96	第6	5						市民参加・環境学習・イベント	無料参加イベントの実施に当たっては、収支上マイナスとなることから、積極的に開催できるようサービス対価に十分な予算を反映頂きたい。	ご意見として承ります。
14	○			98	第7							付帯施設	付帯施設については、本事業実施のため設立するSPCではなく、付帯事業実施企業が公園施設の設置管理許可を申請し、整備及び維持管理・運営を行うという理解でよろしいでしょうか。余熱利用施設や公園施設等の公的な事業への影響を極小化するためにも、SPCではなく付帯事業実施企業を契約主体としていただくことが良いと考えます。	ご意見として承ります。詳細は、入札公告時にお示しします。
15	○			98	第7							付帯施設	余熱利用施設や公園施設等の公的な事業への影響を極小化するために、付帯事業を事業性悪化などにより中断・解除する場合のペナルティについては、本事業へは影響しない建付けとしていただけますでしょうか。	ご意見として承ります。詳細は、入札公告時にお示しします。